

一関市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成 30 年 11 月 26 日
改正 令和 3 年 11 月 25 日

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市においては、平地地域から中山間地域まで農用地が広がり、地域の特性が異なることから、それぞれの地域の立地条件に応じた農業の展開を図ることが求められている。

また、農業従事者の減少と高齢化により、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努め、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組み、基盤整備事業を契機として集落営農組織や新規就農者の参入を支援していく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、一関市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に合わせて令和 7 年度を目標年度とし、3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和 3 年 4 月)	18, 226ha	126ha	0. 69%
3 年後の目標 (令和 6 年 4 月)	18, 151ha	51ha	0. 28%
目 標 (令和 8 年 4 月)	18, 121ha	21ha	0. 12%

※「管内の農地面積」は、農林水産省統計部の「耕地面積調査」の面積と遊休農地の合計面積とする。

【目標設定の考え方】

圃場条件の良い農地について重点的に解消を図り、また将来的に再生困難と見受けられる農地は、非農地判断を行うなどの取り組みにより、遊休農地の解消を進める。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和3年4月)	18,100ha	9,709ha	53.64%
3年後の目標 (令和6年4月)	18,100ha	11,765ha	65.00%
目 標 (令和8年4月)	18,100ha	15,385ha	85.00%

※「管内の農地面積」は、農林水産省統計部の「耕地面積調査」の面積とする。

【目標設定の考え方】

目標の最終年については、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の令和7年度の利用集積目標85%とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 地域における人と農地の問題解決のため、「人・農地プラン」の地域における話し合いに積極的に参加し、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに協力する。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (令和3年4月)	35 経営体	191ha
3年後の目標 (令和6年4月)	65 経営体	341ha
目 標 (令和8年4月)	85 経営体	441ha

【目標設定の考え方】

新規参入の促進については、適切な参入者を受け入れられるよう、これまでの実績を踏まえ、取組みを進める中で目標を定める。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 市、農協、農業会議、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

- ② 新規就農イベント等への参加について
 - 新規就農イベント等に積極的に参加し、情報の収集に努め、円滑に就農できるように助言する。
- ③ 農業委員会のフォローアップ活動について
 - 農業委員及び推進委員は、地域の新規参入者あるいは参入して数年の農業者や法人を訪問して、経営の状況や農地に関する要望等の情報収集とその情報に基づいたサポートを行う。
 - 農業委員及び推進委員は、新規参入者(法人を含む。)の地域の受入条件の整備等の支援を行う。